

平成 26 年 9 月議会 八尾春雄 一般質問

(議長) 次に、12番、八尾君の発言を許します。12番、八尾君！

(八尾議員) 12番、八尾春雄でございます。笹井議員が安倍内閣に対する期待感を述べておられます。私は、懸念材料も申し上げておかななくてはいかんと、こう思っております。

18人の閣僚のうちで、15人が日本会議のメンバーだと、こういうことが報道されております。この日本会議は男女共同参画事業というのは、日本の歴史的な家族観というものを崩壊させるものであって、認められないということをおられる団体があります。また、我が議会が取り組んでいる議会基本条例のことについても、この条例が議会運営の最高の規範になるということが問題ではないのかということ、これも反対をされるという団体のございます。広陵町議会が一生懸命に取り組んでいる、この二つのテーマについて、残念ながら安倍内閣は、それとは違った方向で努力をされていることについては、私は懸念をせざるを得ない。このことだけを申し上げて、質問に入ります。

5項目でございます。

「馬見南2丁目地区計画」「馬見南4丁目地区計画」について及び「馬見北5丁目地区計画原案」の今後の手続についてでございます。

馬見南2丁目地区計画・馬見南4丁目地区計画、これら2本の地区計画は、既に奈良県知事の同意を得て最終決定され、広陵町で告示をされております。町のホームページでも掲載済みでございます。

1月議会、この議会に対して、広陵町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の改正案の提案、つまりこの2本の地区計画を追加するという提案がなされておられません。既に決定をされ、告示された地区計画は遅滞なく条例化すべきなのではないでしょうか。改正案の提案をしない理由は何か。2本の地区計画の追加以外で、同条例の改定に関する住民説明を進める取り組みと、2本の地区計画の追加を分けて考えるべきではないかと考えます。

②県知事同意、広陵町告示から同条例の改正議決までの期間中に、地区計画に違反する事案が発生した場合には、どのような対応を行うのでしょうか。

③8月29日さわやかホールで、馬見北5丁目地区計画原案賛成者と異論者の意見交換会が開催されております。今後の取り組み方についてお示しを願います。

大きな2番目でございます。

中学校給食運営委員会の答申について。

中学校給食運営委員会の答申の準備が進められているとしてください。この通告書を作成する時点では、きょう12日までに間に合うものだと思っておりましたが、まだ間に合っていないようであります。

①総合的な所見を伺いたい。

②諮問は中学校給食に関してでございますが、現行の小学校給食に関する現状についても話し合われております。6月議会で私は、小学校給食に関する審議は、本来的には学校給食委員会で行われるべきではないのか。出された要望・苦情などを受けとめ、学校給食委員会として結論をまとめてほしいと要望しております。具体的な検討は開始をされているのでしょうか。

③運営委員会では、温かいものは65℃以上で、冷たいものは10℃以下で提供する決まりがあるが、センター方式は、この基準をクリアできるのかという指摘がございました。センター方式で、これは例外なくやり切れますか。

大きな3番目でございます。

高田川の土砂撤去について速やかに実行してほしい。

3月議会、6月議会において、沢大橋北側段差部分から里合橋南までの川床を下げる工事について質問したところ、本年度から調査を実施している大字中井堰の基礎部調査に合わせて土砂を撤去されると聞いているとの答弁でございました。

①8月24日、近隣の独居老人が不安を覚え、さわやかホールに一時避難する事態となったと報告を受けました。大雨でございました。県の対策工事は、一体いつから開始しますか。

②第二浄化センターから関係実行組合に対して、水門の開閉の調整を連絡しているとの情報を得ております。具体的にはどのように水害発生を防止しているのでしょうか。

③他の河川での改修工事の進捗はどうでございましょうか。

大きな4番目でございます。

マイナンバー制度の準備状況についてでございます。

国民一人一人に12桁の番号をつけ、所得や医療、年金など幅広い個人情報収集管理する共通番号法が昨年5月に成立しております。しかし、一般的には余り知られておりません。御存じない方が多いです。

①市町村がこれまで管理していた個人情報を番号一つに一元化し、情報収集を容易にするこのシステムは、国が国民を監視、選別、排除するために使われる危険性があります。国が公益のためと指示してきた場合に拒めるのか。また、ポータルサイトで本人が確認することができるのでしょうか。

②このシステムの初期投資額は、3,000億円とされる巨額プロジェクトにもかかわらず、具体的なメリットも費用対効果も示されておられません。住基ネットの二の舞ではないのでしょうか。

③国は、いつまでに何を準備せよとってきているのか、お示しを願います。

大きな5番目でございます。

工場移転受け入れに関して交通安全の確保をお願いしたいのでございます。

新たな企業を誘致したことについて報告がございました。

①トラックが予定地に高田川土手から西のほうへ進むということはかなり難しいので、エスポワール広陵北側道路を使用することになるのではないかと予想いたしました。県道高田斑鳩線からこの道路に入るには、道路拡張が前提になるのではないかと印象を持っております。実際どのように計画されているのか、お示しを願います。

②同意は誰が行うのか。農地から工場に使用方法を転用する場合には、農業委員会の決定が必要になります。しかし、周辺住民や隣地の地権者の同意は必要ないのかどうか。この点をお示しを願いたいと思います。よろしく願いいたします。

(議長) それでは、ただいまの質問に対しまして、答弁を願います。山村町長！

(山村町長) それでは、八尾議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず初めの馬見南2丁目・馬見南4丁目地区計画についての御質問でございます。

1番目の御質問でございますが、馬見南2丁目地区地区計画につきましては、平成26年3月20日付で奈良県知事から同意を得ています。その後、平成26年4月10日に都市計画法第19条第1項の規定により都市計画決定の告示をいたしました。

一方、馬見南4丁目地区地区計画につきましては、平成26年5月14日付で奈良県知事から同意を得て、5月19日に同法の規定により都市計画決定の告示をいたしました。

また、従前から地区計画区域内で障害者が安心して暮らしていけるように条例で明記してほしいとの要望があります。平成25年7月22日には、「真美ヶ丘・みささぎ台地区の地区計画区域内に障害者の一戸建てのグループホームの建設が可能となる地区計画条例の成立を求める請願書」が町議会に提出され、9月20日に町議会で採択された後、10月1日に議会議長から請願に対する処理の経過及び結果の報告をされるよう請求がありました。町では、関係機関とも協議を行い、条例の一部改正案を作成し、その後、平成26年3月3日の町都市計画審議会で説明を行い、承認をいただきました。町といたしましては、現在、この一部改正案について関係自治会へ御説明に伺っているところです。

したがって、地元協議を終えた後、馬見南2丁目・馬見南4丁目の整備計画と一部改正案を議会へ上程したいと考えています。

2番目の御質問ですが、地区計画を都市計画法第19条第1項の規定により都市計画決定の告示を行いましたので、町へ地区計画の届け出をすることが義務づけられています。また、届け出内容を確認し、適合していない場合は、勧告できることとなります。さらに届け出せず、または虚偽の届け出をした者には、罰則が科せられます。

3番目の御質問ですが、8月29日さわやかホールで、馬見北5丁目地区地区計画案の意見交換会を実施いたしました。その中で、案に対する賛成者・異論者の方からそれぞれの立場で意見が述べられ、畿央大学の三井田先生にもアドバイザーとして参加いただき、専門的な意見をいただきました。また、この意見交換会には、傍聴者として町の都市計画審議会委員にも御参加いただいております。今後は、今回の意見交換会を含

め、また、これまでの馬見北5丁目地区地区計画の経緯も踏まえて、町都市計画審議会へも諮り、御意見もいただき、町として決断してまいりたいと考えます。

2番目は教育長がお答えを申し上げます。

3番目の高田川の土砂撤去について、速やかに実行してほしいという御質問でございます。

1番目の御質問ですが、高田川の沢から萱野地区の河床を下げる改修工事につきましては、県によって本年度で詳細設計を予定されております。また、大字中地内の井堰基礎部分の掘削工事に合わせ、堆積土砂を撤去されると確認しております。

2番目の御質問ですが、第二浄化センターから水門の開閉調整を連絡されますのは、準用河川萱野川が第二浄化センター敷地内から高田川に合流しているため、高田川が増水した場合は、萱野川の水位調整のためポンプでの放流や浄化センター内へ貯留のための水門を開閉されております。これは、萱野川流域の浸水を防止するために実施されているものであります。

3番目の御質問の他の河川改修の進捗でございますが、広瀬川の河川改修及び葛城川、土庫川の護岸改修並びに堆積土砂の撤去につきましても、昨年に引き続き高田土木事務所に要望を続けておりますので、御理解いただきたいと思います。

4番目のマイナンバー制度の準備状況についてでございます。

御質問の「マイナンバー制度」は、議員もよく御存じいただいているとおり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、個人の利便性の向上、行政の効率化、社会保障給付の適正化などに資するため、国民一人一人に付与されることとなる固有の個人番号です。

総論としての「マイナンバー制度」のメリットは、社会保障・税・災害の分野における利用であり、行政手続において添付書類の削減やお尋ねいただいている「マイ・ポータルのお知らせサービス」などによる国民の利便性の向上などが挙げられます。

当然のことながら、利用範囲が限定されておりますので、「公益のため」という理由だけでは利用することはできないものと理解しており、行政機関がどのような場面でマイナンバーを利用するかについては、法律や条例で定めることとなり、それ以外に利用することは罰則規定をもって禁止されることとなります。

本町といたしましても、より住民の皆様の利便性を考慮して、窓口事務などを見直ししたいと考えています。

例えば、以前から議会でも御質問のあった窓口業務の休日開設の実施、各種証明書類のコンビニ交付や公共施設に設置する自動交付機などでの発行ですが、これらの御要望についても、実現に向けて大きく前進するのではないかと考えています。

費用面でも、これまでも広域で住民基本台帳の共同化などによる節減を実施してまいりましたが、以降も共同市町と連携することを基本とするため、単独処理よりも安価で実施できると考えています。

次に、平成15年8月に施行された「住基ネット」は、当初の行政サービスの提供形態などから予見されていたようなネットワークの利活用が伸びず、平成25年度末における「住基カード」の発行実績は、約1,000枚で全町的に普及しているとは言えない状況です。

最後に、今後の業務予定であります。住民基本台帳ネットワークシステムの改修を行い、平成27年度の上半期に地方公共団体情報システム機構との連携によって、同年10月に附番通知を全住民に送付することになっています。

平成28年1月には「マイナンバー制度」の「個人カード」を使用することになり、以前の「住基カード」は、この「マイナンバー制度」の「個人カード」を発行した時点で失効となります。

時系列で申し上げますと、このようになるわけではありますが、自治体を実施しなければならない項目は、各種制度のシステムの改修や関連の条例改正などの法制面での整備も必要となり、各分野で多岐にわたるものと認識しています。

いずれにいたしましても、今後この「マイナンバー制度」の準備、導入を契機として、一層の住民サービスに努めてまいり所存であることを申し添えさせていただきます。

5番目の工場移転受け入れに関して交通安全の確保をということでございます。

1番目の御質問につきましては、新たに進出いただく企業の概要につきましては、先日の議員懇談会で報告したとおりですが、開発地に至る県道からの南北の町道は、通学路となっており、交通安全対策を徹底する必要があります。

まず、工事期間中の車両の出入りにつきましては、開発事前協議の中で、交通安全対策について配慮するよう指導しており、南側外周道路からの借地による工事車両の出入り口を確保し、安全に十分配慮する旨の報告を受けております。

また、操業後の搬入車両の出入りにつきましては、通学路等安全に配慮し、高田川の堤防側から通行する計画をされております。

なお、道路幅員など搬入車両が通行可能なことも現地を確認しております。企業進出だけでなく、住宅開発など環境変化に対応した交通安全対策、道路整備などは町の責務であり、企業等との責任分担、協力要請も必要と考え、対応しているところであります。

2番目の御質問につきまして、議員がおっしゃるとおり、農地の転用許可は必要となりますが、周辺住民の同意までは必要ありません。しかし、地元区長・自治会長を通じて理解と協力を得ることが後々、事業の円滑化につながるものでありますので、事業者にも努力していただくよう指導をしています。

ただ、隣地が農地である場合につきましては、地権者の同意をいただいているところでございます。ただし、法的には同意を得る必要はございませんが、農業委員会としては、隣地が農地である以上、転用されることについての理解をいただいております。また、同意をいただいている状況であります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

(議長) 松井教育長！

(松井教育長) 八尾議員からの質問事項2、中学校給食運営委員会の答申についてにお答えさせていただきます。

1番目の御質問の総合的な所見としまして、現在の中学校給食運営委員会の経緯としましては、8月11日に給食の実施方法について、センター方式とすることで決定され、8月29日にはさきの結果と今までの運営委員会の経過を踏まえたところの町長への答申書の審議がなされ、現在、最終的なまとめを進めているところであり、近日中に町長に対し、委員長を初めとする委員より答申されるものであります。

今後におきましては、その答申の内容について慎重に精査させていただき、議会にも御協議しながら最終的に方式等を決定させていただく考えであります。

2番目の御質問の小学校給食に関する検討につきましては、平成24年11月に北小学校のオープンスクールにおいて、給食を実施した折、この給食が原因で食中毒発生となったところであります。その後、国及び関係機関からの指導を受け、調理場の改善や衛生面の向上に努めており、平成24年度から調理従事者の健康観察記録を土・日・祝日を含む毎日記入するように変更したり、手洗い等衛生研修の実施、汚染作業区域・非汚染作業区域の認識の徹底を図っております。

平成25年度においては、消毒保管庫が狭いため不衛生とのことから大きいものに交換したり、水切り移動台をドライ対応に交換しております。

平成26年度においては、調理場内の和式トイレを洋式トイレに改修したり、調理従事者のマスクを布マスクから使い捨てマスクに変更したり、三槽シンクをドライ対応に交換するなど、改善を進めているところです。

現在、給食調理をする上での標準とされている調理器具等につきましては、順次整備を進めていく考えであります。しかし、調理場の広さの問題については、狭隘な学校もありますので、標準的な備品でありますコンベクションオープン、急速冷却機等を整備できない学校もあります。

今後の小学校の給食調理場の改善、改修につきましては、整備計画を立て、学校給食委員会において熟議を重ねてまいりたいと考えます。

3番目の御質問の給食の提供基準につきましては、議員御指摘の温かいものは65℃以上の状態で、冷たいものは10℃以下の状態で提供しなければならないとの基準があることから、基準をクリアできる施設の整備や配送車の確保を、例えばセンターから受け入れる学校の配膳室には、当然のことながら温蔵庫、冷蔵庫を完備する施設を整備するなどの設備や備品に万全を期するところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

(議長) それでは、問い1に対して、2回目の質問を受けます。12番、八尾君！

(八尾議員) 答弁ありがとうございました。

まず第1番目の地区計画でございます。最初に答弁書の中身を確認したいのですが、答弁書の2番目の御質問でございますという段がございます。ここには地区計画を都市計画法第19条第1項の規定により、都市計画決定の告示を行いましたので、町へ地区計画の届け出をすることが義務づけられていますと、この地区計画の届け出という意味がわかりません。これは間違いと違いますか。建築確認の計画はこうだという、建てたいという人が出さなきゃいけないということの間違いではないでしょうか。それが1点でございます。

それから二つ目でございます。

ホームページに告示がなされ、県知事さんも印鑑をついてもらって、告示もなされてというわけですから、その後で今回のこの9月議会を迎えているわけです。このことについては、普通感覚としてこの議会に出されるのが当たり前ではないのかなと、こういうふうに思っているわけです。私はなぜ出さないのですかと尋ねましたら、いろいろ書いてありまして、条例の改定案の説明を自治体にしているんだと、こういうことが書いてありまして、したがって、地元協議を終えた後、南2丁目と南4丁目の整備計画と一部改正案を議会へ上程したいと考えていますと、恐らくそうだろうなと思ったのであらかじめ書いておいたのですが、これ、理由を言っていないんですよ。そういうことなんだろうなと思いましたが、何でそうするんですかと。いや、もう既に県知事さんも判こをついたんでしょ、告示もしたんでしょ。そやったらこの議会に出されたらいいんと違いますか。その後で、条例の改定について、大事なことから、関係者に了解をもらわれて、それで条例の改定案を出しましょうというふうに流れるのが普通だと思うんですが、その理由をお尋ねしております。その2点をお願いします。

(議長) 答弁。北橋事業部長！

(北橋事業部長) まず、2番目の答弁の中での町への地区計画の届け出をすることが義務づけられていますという答弁でございますが、これにつきましては、都市計画法の58条の2の規定によりまして、地区計画の区域において、建築物等を建築する場合に、市町村長に工事を着手するまでに市町村長に届けなければならないと、そういう規定がございます。

それと次の今回の馬見南2丁目と、それから4丁目の議会上程がなぜされなかったかという理由でございますが、町長が答弁を申し上げましたように、都市計画法上の手続は終わっているわけですが、その回答の中に条例の一部改正という部分が出ておりましたので、答弁の中でも説明しました地元への説明ということで2丁目につきましては、平成26年の3月23日の総会の折、また今月の6日の役員会へ出向きまして説明をさせていただいている状況でございます。また、南4丁目につきましても、本年の7月6日に会員の皆様方に、この条例改正の部分の御説明をさせていただいたという経緯がございます。また、既に条例化になっております南3丁目につきましては、本年の10月に地元へ出向いて説明をさせていただくという予定をしております。

したがいまして、両地区の2丁目・4丁目地区の条例の上程につきましては、この一部改正とともに上程するのが一番ベターじゃないかという思いで、それをもって次の議会なりに上程をさせてもらいたいと、そういうことで今回の9月議会には上程をしなかったということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

(議長) 答弁漏れはないですか。3回目。12番、八尾君！

(八尾議員) 質問したことになかなか答えていただけないので、困っておりますが、2回に分けてするより、1回にまとめてしたほうがいいんじゃないかというふうに受けとめましたけれども、地元はそういうふうには思っておりませんので、手続が済んでいるんだから今度の議会で議案として提案されるんじゃないかという期待を持っておられるのをやっぱりきちんと受けとめてお仕事をさせていただく必要があるんじゃないかと思っております。

文言の点は、建物を建てたいという人がちゃんと手続をしなさいよと、こういう意味で書いておられたということについては理解はしましたから、詳しくはわかりませんが、一応そういう理解をしておきます。

それから3番目の馬見北5丁目の件ですが、都市計画審議会の委員を務めておられる議員の各位には、お忙しいところ傍聴まで来ていただきまして、大変ありがとうございました。お世話になっております。三井田先生がアドバイザーになって、当初どういふふうになるのかというのを心配していたんですが、冒頭から地区計画に反対を、今回の原案に反対される方が猛烈な勢いで反対論を展開をされましたけれども、賛成者のほうはこれまで申し上げてきたことを述べまして、理解をお願いしているところでございます。

それで実は賛成も反対もあるんだから、合意形成の努力をもっとしたらどうかという提起に応じてやったものでございますが、これはもう異論者のほうもそうですし、賛成者のほうもそうなんですが、これまで述べてきたことを整理して繰り返しているということでございます。新たになるほどというふうに、それではもう少し考えてみようかということには、少しそういうことにはならなかったように思います。実際には、馬見北5丁目は、現状どうなっているかというのと、例えば北東の角の不動産業者が持っておられた3区画は、当初地区計画反対だったんですが、今は3戸の戸建て住宅が建っております。それから29日に反対論を熱心に言われた、お二人が言われたわけですが、お一人は、既にみずから持っておられる土地を譲渡されまして、売却をされまして、3区画、これも戸建て住宅が建っております。それから法人で反対をしておられた方は、反対はされないという状況になっております。

それから小規模の社会福祉施設を将来考えたいという方については、今町のほうが説明されたような中身で、地元はその線でいこうやないかと、そういうやむを得ない事情のときには、そういう対応策もあるではないかということで理解が進んでおりますので、これも進んでおります。ですから、地権者の方が権利の行使として反対をされる場

合は、反対意見を出してくださいと。賛成される場合は、何もしなくて結構ですよという、地権者の方の意向を確認した縦覧がございましたけれども、このときは16反対があったんですが、今はその数よりもかなり減っているのではないかと私は思っております。現状を見ましても、上田部奥鳥井線に沿った接道部分には、建物で戸建て住宅以外の建物は1軒もありません。今1戸、戸建て住宅が建築途中でございます。賛成者の中では、まちが熟成してきたというようなことで、ぜひ了解をしてほしいんだということを一生懸命言ったかと思えます。

今後、進めるということですが、3月3日の段階では、町原案で決めてくれと、こういうことで一旦招集したんですけれども、もう少し賛成者、反対者の合意形成をしたかどうかということで提起があったんですが、そういう点を踏まえて、今後もう一回聞きます。どうされますか。ぜひ進めていただきたいんですが。

(議長) 答弁。北橋事業部長！

(北橋事業部長) 町といたしましてもいろんな各方面の御意見もいただき、また県のほうの助言もございまして、せんだっての意見交換会を開催させていただいたというようなことでございます。そのときの御意見も当然今議員おっしゃったように審議会の委員さんにも傍聴という形で確認をいただいたというふうに思っております。それを持ちまして、町といたしましても、当然それは最終的にどういくのか、進めていくという、その辺のことを内部で協議もし、それをもう一度町の都市計画審議会の委員会にも諮って、各委員の御意見も頂戴し、それをもって町としての判断をしていって進めていきたいと、そういうふうに考えております。

(議長) 答弁漏れありませんね。次に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員) ぜひそのような経過でございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

中学校給食の運営委員会の答申についてということで質問をしております。残念ながらこの日に間に合いませんので、私もどんな質問をしたらいいのか困ってしまいました。大ざっぱな結論のところだとか、特徴点だけ質問をさせていただきたいと思えます。

当初、委員長は、いろいろな意見があるけれども、採決ということではなくて、一人一人の運営委員さんに御意見を承って、取りまとめを行いたいんだと、こういう趣旨で個別の運営委員さんの意見も確認をしておられるようでございます。採決は7対6で御存じのようにセンターがいいというふうになったんですけれども、残念ながらやむを得ない事情で欠席をされた方が2人ございました。2人の御意見も教育委員会の事務局は把握しておられると思えますけれども、採決に参加したいと思っても出席ができなかったと、こういうやむを得ない事情でございますので、そういう点も踏まえて御検討いただけるものと思えますけれども、そういう理解でよろしいですか。

(議長) 松井教育長！

(松井教育長) 今、御質問いただいた教育委員会の意見としましては、あくまでも運営委員会の中で決めていただいていると。最終的に投票となったことに対しましても出

席者の皆さんの委員さんの総意でそういう形になったということでございます。その時点で、当然その欠席の2名というのもわかっていたという中で、その後決定になっていたからで、その2名の方の意見をどうこうするというのは、委員長もその辺は決まったということで、とりわけ参考という形では、もう取り上げないというような形に進んでおられるということで、教育委員会としまして、それをどうこうするというちょっと意見は事務局としてはなかなか言えないということで、あくまでも運営委員の中の運営の中で任せているというのが現状でございます。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 今の教育長の答弁であれば、そうすると運営委員会の結論は出たわけだから、それをどうのこうの言う立場にはないんだと。後は、どのような提案をするのかという、町長さん以下役場というか、町がどういう提案をするのかということが問われていますよと、こういうふう理解をしておきたいと思います。

それで私、もう一つ気になる点は、議会が8名の委員さんを推薦をして、いろんな経過がありますけれども議論をしていただいたわけです。コンサルタントが実際にはされたんですが、事務局からいろいろな資料提供がありまして、センター方式も自校方式もよいところ、あるいは少し弱いところなど比較検討した資料が提供されて、それに基づいたいろんな議論がありましたけれども、びっくりしたのは、そうした資料が出てくる前に、私はセンターがいいと思っているんだけれどもという、こういう発言もされたり、十分に準備された資料をよくかみくみしてそしゃくしていいところも悪いところも自分がセンターがいいと思っているんだしたら、自校方式のいいところはどんなところなのかと。自校方式がいいと思っている人は、センター方式のいいところはどんなところなんだろうということを十分によく議論をするということがいささか不十分だったのではないかと心配をしております。

それから保護者の代表ということで、議員も一生懸命に選考して、お願いをしたということがあるんですけども、地域の保護者の中に御意見を承って、そのことに基づいて発言された方と、それから個人のその方の意見を発表された方、この差もあったように思っております。そこらあたりで、この答申がどのようになるのか、今手元にありませんからよくわかりませんが、議会のほうでも中学校給食の検討特別委員会というのがありますから、その答申を十分に中身を手のひらに乗せて議題にしたいと思っているわけです。

自校方式の学校も議会も見学に行ったらどうかということで、7月2日の特別委員会で箕面市の提案をいたしましたところ、それも考えたらどうかというような中身になっております。議会のほうもあわせてよく検討して、町長が最終的に判断のできる材料を提供するようにしたいと思っているんですけども、それぞれのところで私、そういう意味で、なぜそれがいいと思うのかという根拠、願望ではなくて、根拠ですね、これがやっぱりきちんと書かれていないと検討することがなかなか難しいのではないかと

というようなことで思っておりますけれども、ここで運営委員会の答申についてというふうにありますけれども、どういうふうな答申になるのかというのは、皆さんと協議してみないとわからないところがありますけれども、そういう点で、この一つの大きな取り組みであったことに間違いはないだろうというふうに思っております。そういう点で、力を尽くしたいなど、こういうふうに思っているわけです。

小学校のことについて、これまでわからなかったことが出てまいりまして、取り組むということです。これは予算措置だとか、今前段のところでは施設の老朽化の話だとかいろいろ出ておりますが、同様にかかわってきますけれども、これについては、どこが事務局になって、どういう動きになるのでしょうか。いつまでにどこの施設をどういうふうに直したらいいのかという計画は、教育委員会の事務局で検討されて、起案されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。その点お伺いしておきます。

(議長) 松井教育長！

(松井教育長) 今後の小学校の改修とか、改築の関係でございます。その関係は、教育委員会のほうで計画をするということで、狭隘なところもあるということと、やっぱり老朽化というか、古いところもございますので、その辺も含めて総合的なやっぱり計画をきちっとした形で進んでいくことで、教育委員会が担当でございます。

(議長) 答弁漏れありませんか。それでは、3番目に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員) 高田川の土砂撤去についてであります。

独居老人の方、避難された方から私直接お話を伺っております。喫水ぎりぎりだったと。もうちょっと行ったら切れたのではないかというようなことを言っておられました。事実はどうかわかりませんが、そのときは、私たまたま立ち合いはしておりませんが、けれども。

それで、浄化センターのほうで、その地域の大字の実行組合、水利組合の皆さんに緊急事態であれば、深夜であろうが、いつの時間であろうが、とにかく連絡をしてもらって、水門を開けるなり、閉めるなりということでやりとりしているのを私初めて知りました。今井光子県会議員が高田土木事務所の職員お二人に来ていただいて、どうなっているのかということで確認をしたいから来てくれということで要請がありまして、私も行っているものでございます。それで、議員も含めてそうなんですが、地域におられる方はある程度わかるんでしょうけれども、こういうふうに事件が起きないように、知らないところで、まちが災害に遭わないように努力しておられるということをもっと何らかのときに、やっぱりアピールしていただくのがいいんじゃないかなと、こんなことを思いました。

それか一緒に来ていただいた大字の役員さんは、やんわりとですが、「八尾議員、あんたいろいろ議会で言うとするようやけれども、現場の実態をよく把握してから物を言うてくれや」と、こういうことでやんわり言われまして、済みませんと謝ったようなこと

もあります。しかし、これも一つの勉強でございますので、そういうことがわかったということも一歩前進だろうと思います。

それで、実行組合とか、真美ヶ丘ニュータウンの住民にしてみたら、なかなかその仕組みがよくわからない、なじみがないといいますか、というようなことがありますので、何らかの方法で、大字などではこういう努力もしておられるという、県の浄化センターと協力して、水害が発生しないように努力しているんだということを紹介をしていただくなり、アピールをしていただくようお願いしたいと思うんですが、その点いかがでございますでしょうか。

(議長) 答弁。北橋事業部長！

(北橋事業部長) 答弁。北橋事業部長！

(議長) 八尾議員の御質問ですが、その地域のそれぞれの地元でその河川とか、あるいは水路等々管理もいただいております。何かの大雨とか、台風等々の災害になりましたら、地元の方のいろんな役員さんなりが御苦勞をおかけしている状況でございます。それを全町民というか、いろんな方にわかってもらうという方法なんですけれども、なかなか難しい、どういうふうに御理解いただくのか、またどういう場でそういう説明をさせてもらうのか難しい面もございますが、今後定期的に区長・自治会長会というのも開催をしておりますので、当然そのときに災害等のことの御協議というのもさせていただきます機会もあろうかと思っております。そういう機会などのときに利用もさせていただいて、機会があればそういう紹介、河川の決壊はどの地点で、どういうふうな連絡になるとか、あるいは避難所の開設で、どこへ避難してもらうとか、その辺のことのお話というか説明もさせていただければいいのかなと私、今感じているところでございます。よろしくお願いいたします。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) そうしたら3番目に、土砂の撤去でございますが、日取りが決まっていたら教えてください。いつ、どういうふうになりますか。

(議長) 北橋事業部長！

(北橋事業部長) その件につきましては、町も高田土木事務所といろいろ何回となく連絡を密にして調整もさせていただいております。また、今の段階ではっきりいつに入るとか、その辺の回答はいただいております。今年度中に、先ほど御答弁させていただいた部分の処理はするという、今の時点ではそういう回答ですのでまたはっきりいつに土砂を撤去するか、あるいはそういう作業をやるとか、そういうのが町のほうでつかみましたら、また当然地元なりにそういうのでお知らせをしていきたいというふうに思います。

(議長) 答弁漏れありませんか。次に移ってください。12番、八尾君！

(八尾議員) そうしたら、そういうせっぱ詰まったタイミングも今回発生しているわけですから、ぜひ取り組んでいただくようお願いしたいと思います。

4番目でございます。

マイナンバー制度の準備状況についてでございます。

平成23年7月29日に日本弁護士連合会がこの制度に関する意見書を採択をして発表しております。繰り返し当連合会が主張しているように、共通番号制を導入すれば、何ができるのかではなく、実現すべき政策をまず議論し、決定した上、そのために共通番号制を導入することが必須かどうか。政府の本来の役割である、充実した社会保障制度を実現することとの関係で共通番号制が本当に必要となるのかを検討するという形で、国民的な議論を促すべきであるというふうに言っておられます。いろいろ便利なんだという点を強調されて、これは国が決めたんだからもう町は従うざるを得ないので、今ごろそんなことを言ってもあきませんよと言われそうな話でもありますけれども、この制度がいかに危険な制度なのかと。例えば私は今、議員の番号で12番であります。広陵町で12番という、12桁のうちの12番と。八尾春雄に関する全てのデータ、12番、12番、12番というふうに全部整理しておくんですな。それで保険がどうか、税金がどうか、介護保険がどうか、雇用がどうかというようなところを全部12番、12番、12番と、こうやっちゃうんですね。それから過去の履歴ですね。今はまだそんなことを言うてませんけれども、例えば、中学校のときに、やっていませんけれども、万引きをやってひっかかったとか、そんなような履歴もドッキングされて、一生最期死ぬまで、あんた中学校のときに万引きしたのかと、こういうふうに言われるような監視の社会になりかねない。番号はあいつは12番やなど、八尾春雄が12番やなどというのがわかって、なりすましで12番に入り込んだら、非常に危ないんですよ。それを非常に危惧しておられるということがあります。

それから、公益のためという理由だけでは利用ができないものと理解しておりというふうにありますけれども、これは認識を改めていただく必要があります。昨年12月6日に国会で強行採決されました特定秘密保護法ですね、あの法律に基づいて、この人物の個人情報をごしなさいという場合は、公益のためというので、収集ができるということを国は言っております。それが収集される本人は、ポータルサイトをたたいても、そういう事実が出てこない。こういう危険性もあるわけです。だから、最初から何でも危険だというふうに言うのは変な話かもしれませんが、この国民の一人一人の基本的な人権について最も力を発揮しておられる日本弁護士連合会がこういうふうに言っているわけですから、そういう認識もあわせ持ってこの仕事に当たっていただく必要があるんじゃないかと。3,000億円の費用対効果がどうなるのかわからないと。これ広陵町に請求書が回ってきますね。ということですから、住基ネットのときも請求書が回ってきて払いましたでしょう。だけど1,000名しか利用者いませんねんと書いていますけれども、国がやったことだからということですから、ちゃんと現場の意見をちゃんと上げてもらわんとあかんのですって。こんなことをやって大丈夫ですかということをちゃんと国に言ってほしいんですけども、どうでしょうか。

(議長) 答弁。池端生活部長！

(池端生活部長) 御心配をいただいてというか、御指摘も含めてのことでございます。いわゆるこの共通番号制の危険度というところもお話をいただきました。確かに国民の懸念というのはあると思います。ただ、そういうことのないように制度面における保護措置であるとか、またこのシステム面における保護措置と、こういうようなものもとられております。この個人情報の管理につきましても、あたかも一極集中で、そこへまとめて、例えたら機械管理をするんだというふうな解釈をしがちでございますけれども、これはデータにつきましても、一元管理ではなしに分散管理というような形で理解をしております。特定秘密保護法との絡みにつきましても、私うまくお答えすることができませんけれども、あくまでもこの社会保障、税番号制度に限っての一応お答えをさせていただいたものでございます。特定秘密保護法につきましても、私もしっかりと勉強させていただきたいと思っております。

あと費用面につきましても、確かに費用は発生をします。この費用につきましても、まだ具体的にシステムの改修に何ぼかかるとか、パソコンというのか、そういうデータベースのネットワークにどれだけかかるのか、どういうふうなことをせよというような、まだ具体の指示はございませんけれども、地方にも相当程度の裁量がございます。どのような形で条例で、町長の答弁には、そこまで踏み込みはさせていただきませんでしたけれども、情報の連携というようなものが、これが一番の今後のどのように役に立てるかというふうなところでございます。先ほどから出ておりますように、縦割り行政というようなところの弊害、例えて言えば、教育委員会と広陵町とのデータのやりとりというようなところも可能になってくることもあろうかと思っております。当然にそれはしっかりとしたその管理面ができてのことでございます。そういったところで、若干ちょっと余談でございますけれども、こういういろんな説明会とかも開催をされるようになってまいりました。私どもの広陵町も全ての課に関係することでございますので、お答えは一応カードの発行というようなところから、生活部でさせていただいておりますけれども、まちづくりの振興課、全体的なところ、システムというようなところで管理課、私どものほうでやっております。勉強会も10月10日にも勉強会を予定しております。県からシステムの関係で講師に来ていただきまして、全課の課長以下数名で、全ての課で、この制度をしっかりと勉強するというようなスタイルでやらせていただいております。住民サービスの向上につながるように研究をしてみたいと思っております。議員の御質問で、これも一つPRできたと考えております。ありがとうございました。以上でございます。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 最後の質問であります。

現地を見に行っても心配になりまして、質問書に書いたんですが、既に把握をしておられまして、通学路のところは車の出入りはだめだと、こういうことで対応されているものでございます。

それから法律的に義務はないけれども、隣地の方の同意を得るということで、農業委員会では決裁をとっていると、こういうことになります。これから企業誘致が方針に従っていろいろ来るでしょうけれども、いろんなパターンがあると思いますけれども、基本はその会社が来たことによって、影響を受ける全ての方々に周知をされてしかるべき大字だとか、自治会なんか了解をするという手続を踏まえて進めるんだということをお約束していただけますか。

(議長) 答弁。植村企画部長！

(植村企画部長) 企業誘致につきましては、区長・自治会長会においても町の施策として説明はさせていただいております。当然ながら隣地の同意、地元の同意というか、法的にはないかもわかりませんが、やっぱり企業としての説明は大事だと考えております。その旨で、来る企業については、地元ちゃんと説明をしてくれと。それとあわせて、企業をなぜ誘致するんだということをあわせて町の担当者も同行するケースがございます。そのようなことで、今後とも地元密着したような企業であるように努めていくように考えております。以上でございます。

(議長) よろしいですか。それでは、以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩をいたします。再開は3時45分から行います。